ほたる号の事業評価について

ゆうゆうバス「ほたる号」は生活交通確保維持改善計画に基づき、毎年運行経費の一部について国の補助金「陸上交通に係る地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）補助金」を受けております。

「ほたる号」は、国の定める交通不便地域「公共交通利用圏域（鉄道駅より半径１㎞以内、又はバス停より半径３００ｍ以内）以外の部分」として認定を受けており、令和２年度分の事業評価につきまして、交通会議で協議をお願いするものです。

ゆうゆうバス「上川原集会所」バス停について

令和２年５月１８日から８月３１日までの１０６日間、試験設置いたしました。ゆうゆうバス「上川原集会所」バス停でございますが、利用人数について下記のとおりとなりました。

	乗車	降車
５月（１４日間）	１１人	４人
６月（３０日間）	１０人	１４人
７月（３１日間）	１０人	２３人
８月（３１日間）	１２人	１８人
合計（１０６日間）	４３人	５９人

１日の乗車人数は０．４人となり、熊谷市ゆうゆうバスのバス停新設・廃止に関する要綱第５条第３項の「バス停１箇所につき１日０．５人以上の利用が見込めること。」の基準を満たしませんでしたので、設置しないこととして協議をお願いするものです。

※熊谷市ゆうゆうバスのバス停新設・廃止に関する要綱にある「１日０．５人以上の利用」とは乗車数を指します。

参　考

ゆうゆうバス　さくら号に「上川原集会所」バス停を試験設置します

地元自治会からのご要望により、ゆうゆうバス　さくら号に「上川原集会所」バス停を試験設置します。利用状況を見ながら、来年度以降、本格設置の検討を行いますので、ご利用をお願いいたします。

また、さくら号ご利用の皆様におかれましては、多少の所要時分の増加が見込まれますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

1. **期間：　令和２年５月１８日（月）～８月３１日（月）**
2. **バス停設置個所：裏面のとおり**
3. **時刻表：下記のとおり。（「上川原集会所」バス停）以外に変更はありません。**
4. **運賃：１回：100 円**

次の方は無料です。

・未就学児
・障害者手帳を所持している方及びその介助・付添人１人
・運転免許を自主返納した方（無料乗車証※1 か運転経歴証明書※2 を提示）

※1：運転免許を自主返納した方に市役所で交付

※2：運転免許を自主返納した方に警察署で交付（有料）

時　刻　表

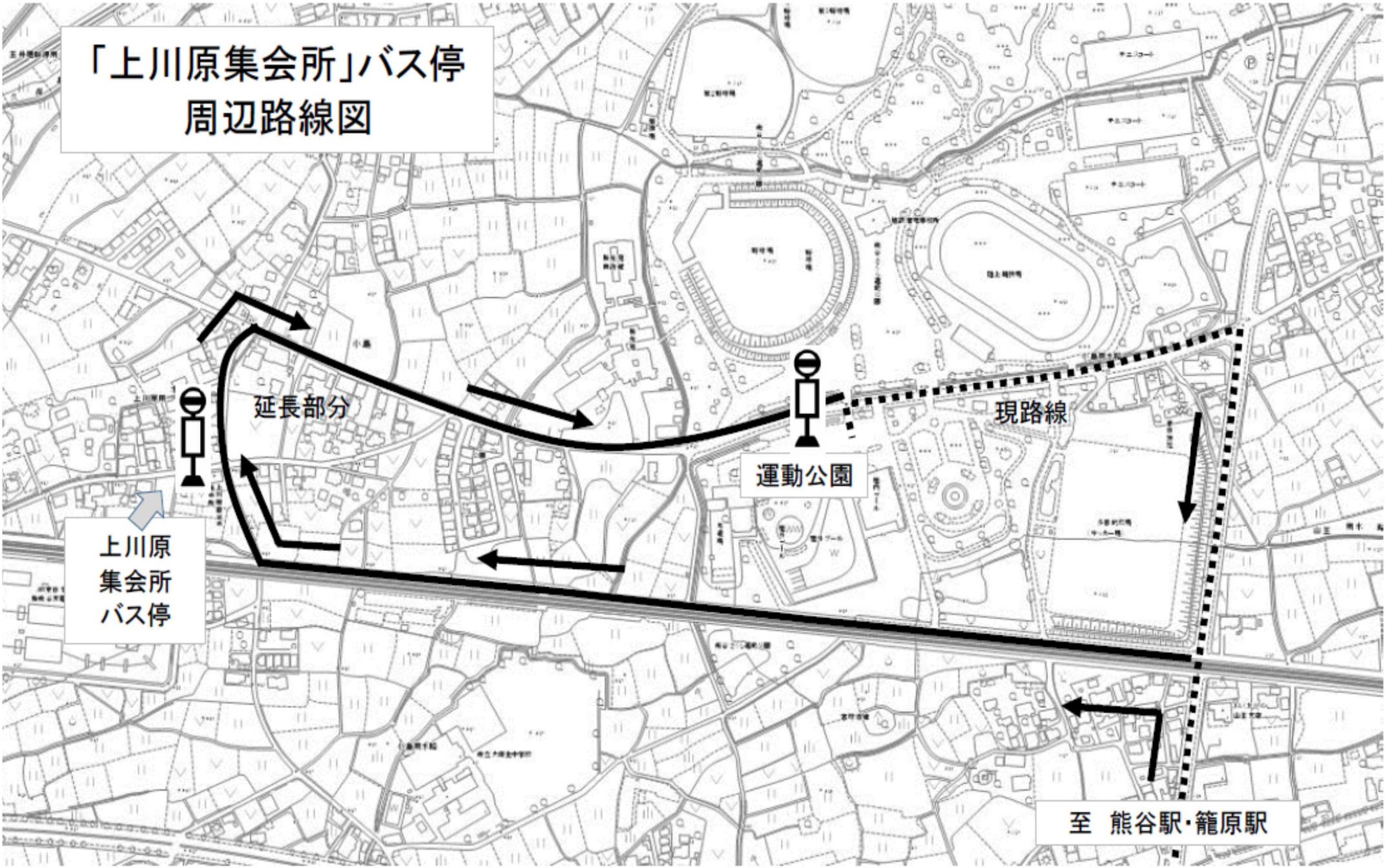
籠原駅→熊谷駅

	停留所名	3便	4便	5便
1	籠原駅南口	9:40	11:50	14:05
2	NTT前	9:42	11:52	14:07
3	籠原保育所	9:44	11:54	14:09
4	籠原団地	9:45	11:55	14:10
5	寿公園	9:46	11:56	14:11
6	自衛隊前	9:48	11:58	14:13
7	拾六間南	9:49	11:59	14:14
8	三尻公民館	9:50	12:00	14:15
9	三尻郵便局	9:52	12:02	14:17
10	三尻宮島	9:59	12:09	14:24
11	武体	10:05	12:15	14:30
12	大麻生駅入口	10:06	12:16	14:31
13	大麻生小学校	10:07	12:17	14:32
14-1	上川原集会所	10:11	12:21	14:36
14-2	運動公園	10:11	12:21	14:36
15	広瀬西	10:12	12:22	14:37
16	熊谷商業高校入口	10:13	12:23	14:38
17	天田屋前	10:16	12:26	14:41
18	勤労青少年ホーム	10:18	12:28	14:43
19	堤公園入口	10:20	12:30	14:45
20	南運動場	10:23	12:33	14:48
21	見晴郵便局	10:25	12:35	14:50
22	福島病院北	10:27	12:37	14:52
23	熊谷駅南口	10:28	12:38	14:53

熊谷駅→籠原駅

	停留所名	2便	3便	4便
1	熊谷駅南口	10:45	13:00	15:10
2	福島病院北	10:47	13:02	15:12
3	見晴郵便局	10:48	13:03	15:13
4	南運動場	10:49	13:04	15:14
5	堤公園入口	10:50	13:05	15:15
6	勤労青少年ホーム	10:52	13:07	15:17
7	天田屋前	10:53	13:08	15:18
8	熊谷商業高校入口	10:54	13:09	15:19
9	広瀬西	10:57	13:12	15:22
10-1	上川原集会所	11:01	13:16	15:26
10-2	運動公園	11:01	13:16	15:26
11	大麻生小学校	11:05	13:20	15:30
12	大麻生駅入口	11:06	13:21	15:31
13	武体	11:07	13:22	15:32
14	三尻宮島	11:09	13:24	15:34
15	三尻郵便局	11:10	13:25	15:35
16	三尻公民館	11:11	13:26	15:36
17	拾六間南	11:12	13:27	15:37
18	自衛隊前	11:14	13:29	15:39
19	寿公園	11:16	13:31	15:41
20	籠原団地	11:18	13:33	15:43
21	籠原保育所	11:20	13:35	15:45
22	NTT前	11:23	13:38	15:48
23	籠原駅南口	11:24	13:39	15:49
24	拾六間北	11:26	13:41	15:51
25	熊谷文化創造館	11:27	13:42	15:52
26	拾六間北	11:28	13:43	15:53
27	籠原駅南口	11:36	13:51	16:01

熊谷市役所企画課　☎048-524-1111（内線 215）
㈱協同バス　☎048-554-2255


「上川原集会所」バス停
周辺路線図
延長部分
現路線
運動公園
上川原
集会所
バス停
至　熊谷駅・籠原駅

熊谷市ゆうゆうバスのバス停新設・廃止に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、熊谷市ゆうゆうバスのバス停新設・廃止に関し、必要な事項を定めるものとする。

（新設の申請）

第２条　熊谷市ゆうゆうバスのバス停新設を要望する者は、熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設要望書（様式第１号）に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

第３条　要望者は、原則としてバス停地域を含む自治会長とする。また、必要に応じて近隣自治会長との連名とすること及び熊谷市議会議員の紹介を受けることとする。

（審査）

第４条　市長は、前項の要望があった場合、次回の熊谷市地域公共交通会議で審査を行い、熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設承認通知書（様式第２号）又は熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設不承認通知書（様式第３号）により、代表者に通知するものとする。

（承認の基準）

第５条　熊谷市地域公共交通会議で審査を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項を基準にすることとする。

⑴　交通不便地域の解消に資するものであること。

⑵　既存の路線バスと競合しないこと。

⑶　バス停１箇所につき１日０．５人以上の利用が見込めること。

⑷　バスルートの大幅な延長、所要時間の増加、運行経費の増大につながらないこと。

⑸　バス停設置箇所は、通行、停車が可能でありかつ安全に乗降できる場所で、次に掲げる事項を満たしていること。

ア　原則、既存のバス停から３００メートル以上離れていること。

イ　道幅が４メートル以上あり、通行に支障がないこと。

ウ　交差点、横断歩道から５メートル以上離れていること。

エ　急勾配、急カーブでないこと。

オ　通り抜けができること、もしくは方向転換できる場所があること。

⑹　前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（バス停の設置）

第６条　市長は、バス停の新設を承認した場合には、次回のバスルート、時刻の見直しの際にこれを設置するものとする。

（バス停の見直し）

第７条　市長は、新設したバス停の乗車数を調査し、１年以上の期間において、乗車数の平均が１日０．５人未満の場合は、次回の熊谷市地域公共交通会議で、存廃について審議を行うものとする。廃止を決定した場合には、熊谷市ゆうゆうバス・バス停廃止通知書（様式第４号）により、代表者に通知するものとする。なお、本要綱施行前に設置されたバス停については、この限りではない。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、ゆうゆうバスのバス停新設・廃止に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設要望書

年　　月　　日

熊谷市長　　宛

自治会会長　　㊞
自治会会長　　㊞

紹介議員　　㊞

下記のとおり、熊谷市ゆうゆうバスのバス停新設を要望します。

記

１　要望箇所・バス停名称案
２　要望箇所周辺の状況
３　要望理由
４　利用目的（３つ以上）
５　利用促進に向けた方策
６　１日当たり利用者数の見込み
７　代表者の連絡先
　住所
　電話番号
　氏名（ふりがな）
８　添付書類
　要望箇所のわかる地図
　要望者名簿（２０名以上）

要望者名簿　（記名押印をすること）

住　所	氏　名	印

様式第２号（第４条関係）

熊公交収第　　号
年　　月　　日

熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設承認通知書

様

熊谷市長　　印

平成　　年　　月　　日付けで申請のありました熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設については、熊谷市地域公共交通会議で審議した結果、下記のとおり承認しますので通知します。

記

（１）○○地内に「○○」バス停を設置すること。
（２）設置予定日
（３）設置後１年間の乗車数の平均が１日０．５人未満の場合は、廃止を検討します。
（４）利用促進に向けた方策○○について、実施をお願いします。

様式第３号（第４条関係）

熊公交収第　　号
年　　月　　日

熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設不承認通知書

様

熊谷市長　　印

平成　　年　　月　　日付けで申請のありました熊谷市ゆうゆうバス・バス停新設については、熊谷市地域公共交通会議で審議した結果、不承認としますので通知します。

なお、不承認の理由は下記のとおりです。

記

１　不承認の理由

様式第４号（第７条関係）

熊公交発第　　号
年　　月　　日

熊谷市ゆうゆうバス・バス停廃止通知書

様

熊谷市長　　印

平成　　年　　月　　日付けで申請のありましたバス停については、熊谷市地域公共交通会議で審議した結果、廃止としますので通知します。

記

１　廃止予定日

２　理由

乗車数の平均が１日０．５人未満であったため。

①　調査期間

②　乗車数の平均

熊谷市「ＳＴＯＰコロナ」地域公共交通支援金について

熊谷市では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛の要請により、利用者の減少など大きな影響を受けながらも市民の「くらしのあし」を守るために運行を継続する交通事業者に対して、熊谷市「ＳＴＯＰコロナ」地域公共交通支援金を交付することとしました。

交付対象事業者は、熊谷市内に２か所以上の停留所を有する路線を運行し、市内もしくは隣接市町に本社又は営業所を置くバス事業者と、熊谷地区構内営業タクシー協議会会員であり、市内もしくは隣接市町に本社又は営業所を置くタクシー事業者です。

支援金の額は、路線バス一台、１０万円、空港行高速バス一台３０万円、タクシー一台５万円となっており、バス事業者３者、タクシー事業者５者に交付しておりますので御報告いたします。